

# 福岡県公報

令和 4 年 10 月 21 日  
第 342 号

## 目 次

### 告 示 (第912号 - 第922号)

○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	2
○行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく公 示による送達 (保護・援護課) ……………	2
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) ……………	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) ……………	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) ……………	4
○生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) ……………	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) ……………	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	5
<b>公 告</b>	
○地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表 (労働政策課) ……………	5
○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………	5
○大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ……………	6
○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ……………	7

○一般競争入札の実施 (情報政策課) ……………	8
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	12
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	12
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂 防 課) ……………	12
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) ……………	12
○土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ……………	13
○土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ……………	13
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………	13
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………	14
○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………	15

## 告 示

### 福岡県告示第912号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 4 年 10 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
八女市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第913号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和46年3月15日農林省告示第441号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第914号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所  
糸島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第915号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和4年11月4日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

現住所不明

審査請求人 永井 幸子

同上代理人 伊藤 英樹

2 審査請求年月日

平成30年12月13日

3 送達すべき裁決書の謄本

令和4年8月18日付4保援第538号

## 福岡県告示第916号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女春線	朝倉市杷木松末14番11先から朝倉市杷木赤谷846番1先まで

## 福岡県告示第917号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
那珂生9	まつもと内科・循環器内科	那珂川市中原三丁目158番メディカルモール那珂川中原101	R4・10・1
八女生145	こころとからだ つむぐクリニック	八女市本村443-5	R4・10・1
大生465	かみむら耳鼻咽喉科	大牟田市明治町一丁目2-1	R4・9・1
大生歯228	健康長寿デンタルクリニック	大牟田市大正町四丁目7-3	R4・10・1

大野生薬96	よつば薬局 あけぼの店	大野城市曙町三丁目2-1	R4・9・1
那珂生薬5	コスモス薬局 那珂川中原店	那珂川市中原三丁目118	R4・9・1
行生薬92	サルーテ薬局	行橋市大字道場寺1464-13	R4・8・1
粕生訪23	うへの訪問看護ステーション	糟屋郡志免町志免二丁目10-20	R4・8・1
像生訪13	訪問看護ステーションリポーン宗像	宗像市三郎丸四丁目18-15 インペリアルコート107号	R4・10・1
大生訪27	社会保険大牟田天領病院 訪問看護ステーション	大牟田市天領町一丁目100-5	R4・10・1
飯生訪38	訪問看護ステーション つむぎ	飯塚市赤坂499-2 関アパート2F	R4・8・1
中生訪8	訪問看護ステーション ビブレ福岡	中間市蓮花寺三丁目9-16 桜館1-101	R4・9・1

## 福岡県告示第918号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生29	ありよしレディースクリニック	宗像市村山田堤171-3	R4・8・31
像生92	河村医院	宗像市朝野20	R4・8・23
筑生81	ひらき医院	筑後市大字上北島1153-3	R4・8・31
直生89	大森医院	直方市日吉町9-52	R4・3・31
大生285	かみむら耳鼻咽喉科	大牟田市明治町一丁目2-1	R4・8・31

大生歯127	下村歯科医院	大牟田市大正町四丁目7-3	R4・9・15
行生歯29	川部歯科医院	行橋市行事二丁目5-11	R4・8・31
大野生薬42	中央薬局 あけぼの店	大野城市曙町三丁目2-1	R4・8・31
行生薬84	カインド調剤薬局	行橋市宮市町1-8	R4・8・21
大生訪16	訪問看護ステーションみなみ	大牟田市野添町1-8	R4・10・1

**福岡県告示第919号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生366	あらしきホームクリニック	糟屋郡粕屋町大字内橋800-19 カレンシーハイツ西村105号	糟屋郡粕屋町内橋西三丁目12-1 カレンシーハイツ西村105号	R4・9・3
宗遠生27	やまがたクリニック	遠賀郡岡垣町公園通り三丁目1-37	遠賀郡岡垣町公園通り三丁目1-31	R4・8・22
粕生薬174	株式会社古賀薬局 須恵店	糟屋郡須恵町大字旅石115-483	糟屋郡須恵町大字旅石115-709	R3・11・1
大生訪3	福岡県済生会訪問看護ステーションなでしこ	大牟田市大字田隈599-18	大牟田市大字田隈810番地	R3・8・2

**福岡県告示第920号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成

6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大野生マ54	馬場 元太郎（株式会社オフアサポート 訪問マッサージハートナー）	大野城市中三丁目15-12	R4・9・1
大生柔102	江上 英明（福富整骨院 ゆめタウン大牟田院）	大牟田市旭町二丁目28-1	R4・10・1
大生柔103	高口 悠志（福富整骨院 ゆめタウン大牟田院）	大牟田市旭町二丁目28-1	R4・10・1
小生柔52	梅木 拓海（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	R4・9・22
大野生柔67	矢部 柚葉（NAOSEL大野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R4・9・1
大野生柔68	平野 晟士（NAOSEL大野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R4・9・1
大野生柔69	藤川 良太（NAOSEL大野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R4・9・1
大野生柔70	田中 誠二（かなた整骨院）	大野城市東大和二丁目1-27 松永店舗1F	R4・10・1
古生柔41	田島 正太（華整骨院）	古賀市小竹7-7	R4・9・9
宮生柔25	井上 章（スマイル堂接骨院）	宮若市本城538-2	R4・10・1
宮生柔26	田原 陵（スマイル堂接骨院）	宮若市本城538-2	R4・10・1
大野生はき31	馬場 元太郎（株式会社オフアサポート 訪問マッサージハートナー）	大野城市中三丁目15-12	R4・9・1
那珂生はき2	荻野 哲也（哲鍼灸院）	那珂川市五郎丸三丁目3-8	R4・9・21

**福岡県告示第921号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大野生柔53	植杉 真也（NAOSEL大野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R4・4・3
大野生柔57	中村 武裕（NAOSEL大野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R4・4・3
大野生柔61	須藤 一弥（NAOSEL大野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R4・4・3
大野生柔63	細川 拓摩（NAOSEL大野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7-5 J-クリスタルビル2階	R4・4・3
宮生柔18	永濱 裕也（いやし整骨院）	宮若市本城538番地2	R4・9・30
宮生柔19	立山 勝也（いやし整骨院）	宮若市本城538番地2	R4・9・30
宮生柔20	永濱 裕也（いやし整骨院）	宮若市本城538番地2	R4・9・30
宮生柔21	森 寛之（いやし整骨院）	宮若市本城538番地2	R4・9・30
朝倉生柔27	江口 彩葉（トータルケア鍼灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	R4・8・31
南筑後生柔15	原 広大（整骨院なかきど）	八女郡広川町大字新代1870-1 Kビル1B	R4・8・31

#### 福岡県告示第922号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

北九州市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県京築地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、当該計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年10月21日



福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画道路の変更（令和4年9月22日北九州市告示第382号）

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和4年10月4日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ大牟田沖田店

(2) 所在地 大牟田市沖田町309番外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年6月5日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,477平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物西側	52
合計	52

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物西側	4
建物西側	8
合計	12

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物西側	35.0
合計	35.0

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物北側	7.76
合計	7.76

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	24時間	

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分から午後11時00分

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

チャットシステム構築業務委託

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

## ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

## (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

## (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和4年11月7日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約の名称  
チャットシステム構築業務委託
- (2) 契約内容及び仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内デジタル化推進係
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）



「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年11月30日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	04	調査統計	AA
13	07	ソフトウェア開発	AA

#### (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

。

#### (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内デジタル化推進係（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3198（ダイヤルイン）

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 8 入札説明書の交付期間及び交付場所

#### (1) 交付期間

令和4年10月21日（金）から令和4年11月18日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（午前11時30分から午後0時30分を除く。）

#### (2) 交付場所

5の部局とする。

### 9 入札説明会の開催

#### (1) 日時

令和4年10月28日（金）午後2時00分から

#### (2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階北棟西側 情報政策課ミーティングルーム

### 10 入札参加申請書の提出期限等

#### (1) 提出期限

令和4年11月18日（金） 午後5時00分

#### (2) 提出場所

5の部局とする。

#### (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

## (4) その他

- ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。
- イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。
- ウ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

## 11 仕様申立書の提出及び承認

納入しようとする製品が、1の(2)に示した仕様を満たす製品であることの証明として、「仕様申立書」を以下のとおり提出すること。

## (1) 提出期限

令和4年11月18日（金） 午後5時00分

## (2) 提出場所

5の部局とする。

## (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

## (4) その他

- ア 提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- イ 令和4年11月24日（木）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

## 12 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等

## (1) 提出場所

5の部局とする。

## (2) 提出期限

令和4年11月29日（火） 午後5時00分

## (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮

に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「11月30日開封チャットシステム構築業務委託に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「11月30日開封チャットシステム構築業務委託に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。

## (4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載し、代表者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

## 13 開札の日時、場所及び方法等

## (1) 日時

令和4年11月30日（水） 午前10時00分

## (2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階北棟西側 情報政策課ミーティングルーム

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

18 Summary

(1) The name of contract matter  
Business consignment contract of the construction for Chat System.

– The details are described in the manual of this tender.

(2) Contract Period  
From the date of contract conclusion to 31 March, 2023

(3) Delivery Location  
Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender  
5 : 00 P. M. 29 November, 2022

(5) Contact Point for Notice  
Information Policy Division, Fukuoka Prefectural Office,  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
TEL 092 - 643 - 3198  
FAX 092 - 643 - 3121

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市上岩田字天神木1242番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
朝倉郡筑前町朝日674番地4 サニーハイツ朝日D棟102号室

矢野 竜、矢野 志織

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市干潟字片刺524番1並びに字泉726番3及び728番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市干潟1111番地7

久佐木 孝宏

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 旭ヶ丘(a) (219-K-014)	福岡市中央区天神五丁目7番1号 株式会社 ファミリー 代表取締役 橋本大輔

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、篠栗町和田土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 就任した理事

氏名	住所
松田 護	糟屋郡篠栗町和田一丁目13番38号
阿部 精一	糟屋郡篠栗町和田二丁目2番10号
松田 正孝	糟屋郡篠栗町和田一丁目12番11号
江頭 和彦	福岡市東区香椎照葉四丁目2番1-412号
大東 光一	福岡市西区愛宕浜一丁目22番12号

## 公告

解散した清算法人 中元寺土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
白石 富雄	田川郡添田町大字中元寺2039番地
船瀬 弘	田川郡添田町大字中元寺2798番地
初井 政美	田川郡添田町大字中元寺1563番地の1
鬼丸 秀雄	田川郡添田町大字添田1092番地の3
岡本 智博	田川郡添田町大字中元寺2066番地

## 公告

解散した清算法人 津野土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
上田 定	田川郡添田町大字津野1297番地
松崎 一章	田川郡添田町大字津野1735番地の1
東田 正義	田川郡添田町大字津野7630番地
佐溝 博昭	田川郡添田町大字津野4769番地
道園 幸弘	田川郡添田町大字津野3397番地の2
田中 一雄	田川郡添田町大字津野2492番地

## 公告

荷原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏名	住所
飯田 幸一	朝倉市板屋1050番地7
窪山 登	朝倉市一木671番地1
井上 弘喜	久留米市山川町709番地24 グランデール長園A棟202号
手嶋 貞文	朝倉市佐田4003番地
矢野 昇	朝倉市堤1144番地
北原 政則	朝倉市堤1528番地
瀧上 洋	朝倉市三奈木2779番地1

## 2 退任監事

氏名	住所



手島 享二	朝倉市佐田4014番地
北原 裕平	朝倉市堤1603番地 8

## 3 就任理事

氏 名	住 所
北原 裕平	朝倉市堤1603番地 8
手島 享二	朝倉市佐田4014番地
窪山 道人	朝倉市一木671番地 1
手嶋 貞文	朝倉市佐田4003番地
矢野 昇	朝倉市堤1144番地
北原 政則	朝倉市堤1528番地
測上 洋	朝倉市三奈木2779番地 1

## 4 就任監事

氏 名	住 所
飯田 幸一	朝倉市板屋1050番地 7
井上 弘喜	久留米市山川町709番地24 グランデール長園A棟202号

## 公告

山本豊田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
手島 富士雄	久留米市山本町豊田345番地 1

上村 正信	久留米市山本町豊田548番地 1
池田 光一	久留米市山本町豊田1064番地 2
柴田 義則	久留米市山本町豊田1160番地
志波 一雄	久留米市太郎原町1760番地
鶴 計明	久留米市太郎原町1690番地 3
野村 浩次	久留米市国分町1216番地 3 ルネス国分501号

## 2 退任監事

氏 名	住 所
泉 英明	久留米市山本町豊田238番地 2
鶴 利光	久留米市太郎原町1659番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
手島 富士雄	久留米市山本町豊田345番地 1
上村 正信	久留米市山本町豊田548番地 1
池田 光一	久留米市山本町豊田1064番地 2
柴田 義則	久留米市山本町豊田1160番地
志波 一雄	久留米市太郎原町1760番地
鶴 計明	久留米市太郎原町1690番地 3
野村 浩次	久留米市国分町1216番地 3 ルネス国分501号

## 4 就任監事

氏 名	住 所
泉 英明	久留米市山本町豊田238番地 2
鶴 利光	久留米市太郎原町1659番地

## 公告

築上郡吉富町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
太田 敏幸	築上郡吉富町大字別府461番地